

札幌市厚別区PTA連合会 規約

■ 第一章 総則

第1条 名称

本会は、札幌市厚別区PTA連合会（以下『区P連』という）と称し、事務局を厚別区内に置く。

第2条 構成

本会は、厚別区内の市立幼稚園・小学校・中学校のPTAをもって構成する。

第3条 目的

本会は、区内のPTA相互の連絡調整を図り、幼稚園・小学校・中学校におけるPTA活動を通じて青少年の健全育成と福祉の増進を図り、学校（園）教育・家庭教育・社会教育の充実振興に寄与することを目的とする。

第4条 事業

本会は、前条の目的を達成するために以下の事業を行う。

- 〔1〕 区内各单位PTA（以下『単P』という）の連携に関する事。
- 〔2〕 学校（園）教育、家庭教育及び社会教育に関する事。
- 〔3〕 幼児及び児童、生徒の健全育成に関する事。
- 〔4〕 関係機関及び団体等の連携に関する事。
- 〔5〕 その他必要と認められた事業。

■ 第二章 役員及び監事

第5条 役員・監事

本会は、次の役員及び監事を置く。

- 〔1〕 会 長 1名（P）
- 〔2〕 副会長 6～8名（P：4～6名、T：2名）
但し、年度によっては若干名の増員もある。
- 〔3〕 監 事 2名（P）

第6条 選任

- 〔1〕 会長、副会長及び監事は、総会において選出する。
- 〔2〕 選出方法は細則に定める。

第7条 任期

役員及び監事の任期は、就任後次の定期総会の終結時までとする。但し、再任は妨げない。

第8条 職務

本会の役員及び監事の職務は、次の通りとする。

- 〔1〕 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- 〔2〕 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- 〔3〕 監事は本会の業務及び会計を監査する。また、必要に応じて諸会議に出席することができる。

■ 第三章 顧問

第9条 顧問

本会に顧問を置くことができる。顧問は、会長・副会長会の議を経て会長が委嘱する。その場合の任期は、第7条に準ずるものとする。

■ 第四章 会議

第10条 総会

- 〔1〕 総会は本会の最高議決機関であり、毎年5月に会長が召集する。但し、必要が生じた場合は臨時総会を招集することができる。
- 〔2〕 総会は単Pごとの会長・副会長・校(園)長・事務局(T)その他1名の5名により構成される。
- 〔3〕 総会は構成員の過半数の出席により成立する。ただし、委任状を表示したものは、出席とみなす。また、出席者の過半数の同意をもって可決する。
- 〔4〕 会長は、総会の構成員が一堂に会することができない場合、書面による総会を開催することができる。その場合、総会は構成員(単P5名)の3分の2以上の者の議決権行使書の提出により総会が成立し、その過半数の同意をもって可決する。
- 〔5〕 総会の議長は出席者の中から選出する。
- 〔6〕 総会は次の事項を審議する。
 - ① 事業の報告及び計画。
 - ② 予算及び決算。
 - ③ 規約の改正。
 - ④ 役員及び監事の選出。
 - ⑤ その他必要事項。

第11条 役員会

役員会は区P連会長・副会長で構成し、必要に応じて会長が召集し以下の協議・調整を行う。

- 〔1〕 市P協及び他区P連との連絡・調整。
- 〔2〕 市P協より要請される事項について調整及び運営委員会への提示。
- 〔3〕 総会及び運営委員会で決定された市P協への要請事項。
- 〔4〕 会長が必要と認めた事項。

第12条 会長・副会長会

会長・副会長会は総会に次ぐ決議機関であり、各単P会長・副会長、区P連役員、実行委員会正副委員長で構成し、必要に応じて会長が召集し、以下の事を行う。

- 〔1〕 総会での基本方針を受け、区P連諸行事のアウトラインの構築。
- 〔2〕 各単P活動の情報交換や交流。

第13条 運営委員会

- 〔1〕 運営委員会は区P連役員、実行委員会正副委員長、**実行委員**で構成する。出席者の同意をもって決議する。

〔２〕 運営委員会は、必要に応じて会長が召集し以下の事項を審議する。

- ① 会長・副会長会の意見を尊重し、区P連諸行事の具体的事項。
- ② 役員会を通じて市P協より提出された事項。
- ③ 総会提案事項。

第14条 実行委員会

実行委員会には委員長、副委員長を置き、委員長が召集し運営委員会で決議された事業の実施に関わる企画・運営を行う。選出方法については細則に定める。

第15条 役員選考委員会

役員選考委員会は、必要に応じて会長が召集し次年度役員を選考する。選考結果は役員会に報告し、総会で承認を受ける。構成メンバー及び代表者の選出方法については細則に定める。

第16条 その他の委員会

会長が必要と認めたときは、会長・副会長会の議を経て委員会を設けて活動することができる。

■ 第五章 会計

第17条 会計

- 〔１〕 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。
- 〔２〕 本会の経費は、負担金、助成金及びその他の収入をもって充てる。
- 〔３〕 本会は一般会計のほか「特別会計」を設けることができる。詳細は細則に定める。

■ 第六章 事務局

第18条 事務局

- 〔１〕 本会に事務局を置き、事務局長並びに事務局員若干名を置くことができる。
- 〔２〕 事務局長は事務局を統括し、役員と共に会計及び庶務を処理する。

■ 第七章 個人情報の取り扱い

第19条 目的

札幌市厚別区PTA連合会（以下、「本会」という）が保有する個人情報の適正な取扱いを図ることを目的に、PTA役員名簿・実行委員会名簿・区P連主催行事等の各種記録や写真及びその他の個人情報の取扱いについて定めるものとする。

第20条 責務

本会は、個人情報保護に関する法令を遵守すると共に、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

第21条 管理者

本会における個人情報の管理者は、会長とする。

第22条 取扱者

本会における個人情報取扱者は、副会長・正副実行委員長・事務局長とする。

第23条 秘密保持義務

個人情報の管理者・取扱者は、職務上知りうることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

第24条 収集方法

本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。

第25条 周知

個人情報取扱いの方法は、必要に応じて総会、会長・副会長会・実行委員会等で各単Pに周知する。

第26条 利用

取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- (1) 区P連負担金及び区P連行事への参加費等の集金業務
- (2) 区P連主催行事・諸会議等の案内文書の送付及び連絡業務
- (3) 区P連役員会・実行委員会等の運営業務
- (4) 区P連役員等の推薦及び各単P団体表彰推薦業務
- (5) 区P連広報紙、市P協ホームページ等への広報活動

第27条 利用目的による制限

本会はあらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

第28条 管理

個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。また、不要となった個人情報は管理者立ち合いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

第29条 電子データの保管及び持ち出し等

個人データを取り扱う電子機器等については、ウイルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

第30条 第三者提供の制限

個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要がある場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令を定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

第31条 第三者提供に係る記録の作成等

本会は、個人情報を第三者(第12条第1号から第4号の場合を除く)に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供する対象者の氏名
- (3) 提供する情報の項目
- (4) 対象者の同意を得ている旨

第32条 第三者提供を受ける際の確認等

第三者(第12条第1号から第4号の場合を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 提供を受ける情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

第33条 情報の開示

本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

第34条 漏えい時等の対応

個人情報を漏えい等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

第35条 研修

本会は、役員(当該年度役員名簿掲載された者の内、小中校長副会長を除く全員)に対して、適宜、

個人情報の取扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

第36条 苦情の処理

本会は、個人情報の取扱いに関する苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

第37条 改正

法令の改正または実務上の不備が発生した場合は、役員会において審議し承認をもって改定することができる。なお、本規則を改定した場合は、第7条に定める周知方法をもって各単Pへ周知するものとする。

■ 第八章 細則

第38条 細則

- 〔1〕 本会の運営に必要な時は、会長・副会長会の議を経て細則を設けることができる。
- 〔2〕 細則の改正は、会長・副会長会出席単Pの3分の2以上の同意をもって決議する。

第39条 会則の改正

本会の会則の改正は、総会出席単Pの3分の2以上の同意をもって決議する。

第40条 附則

この会則は昭和62年5月11日より施行する。

平成 2年5月12日 一部改正

平成10年5月16日 一部改正

平成13年5月19日 一部改正

平成14年5月18日 一部改正

平成15年5月16日 一部改正

平成16年5月15日 一部改正

平成18年5月13日 一部改正

平成20年5月 7日 一部改正

平成26年5月17日 一部改正

令和 元年5月11日 一部改正

令和 3年5月14日 一部改正

令和 7年5月16日 一部改正

細 則

I. 委員会細則

第1条 役員選考委員会

各中学校区より輪番制により選出された各1名、及び事務局長1名で構成し、正副委員長を互選する。

1. 会長・副会長選出について

〔1〕 資 格 … 当該年度に厚別区PTA連合会(以下「区P連」という)会員を候補者とする。

〔2〕 選考方法 … 選考に当たっては次の順に従って選考委員会が候補者を選出する

- ① 当該年度に単位PTA(以下「単P」という)の会長、副会長
- ② 区P連役員(会長、副会長)監事、正副実行委員長経験者
- ③ 単Pの会長、副会長経験者
- ④ ①、②、③に該当しない区P連会員

2. 副会長選出について(T)

〔1〕 資 格 … 厚別区小・中学校校長会から推薦された校長。

〔2〕 選考方法 … 小・中学校校長会に一任。

3. 監事選出について

〔1〕 資 格 … 厚別区内単P会員を監事とする。但し、単P役員・監事(監査)であることが望ましい。

〔2〕 選考方法 … 幼稚園を除く20校(小・中)の輪番制に基づき選出する。

第2条 実行委員会

〔1〕 各単Pより2名の委員を登録し、実行委員会出席は1名とする。(幼稚園は1名)

⇒各事業の実行委員長・副委員長は区P連役員から選任する。実行委員は20校の輪番制に基づき3名選出する。

〔2〕 委員長・副委員長の選出については、幼稚園を除く20校の輪番制に基づき3名選出しその中の互選により委員長1名、副委員長2名を決める。

⇒単P会員対象のボランティア登録制とし、必要に応じて各事業の協力を依頼する。

II. 特別会計細則

第1条 特別会計

〔1〕 特別会計は、一般会計で賄えないものの費用とする目的で、一般会計残金から積み立てるものとする。

〔2〕 拠出額は、その会計年度の決算の見通しに基づいて決めるものとする。

- 〔2〕 収支手続きは役員会で原案を立案し、運営委員会で検討後、会長・副会長会もしくは総会にはかるものとする。

Ⅲ. 附則

この細則は、平成18年5月13日より施行する。

平成18年 6月 7日 一部改正

平成23年 5月21日 一部改正

令和 4年 5月20日 一部改正

令和 7年 5月16日 一部改正

関連規定

第1条 慶弔規定

本会の役員、監事、構成単Pの会長・副会長の慶弔は、原則として次の通りとする。

- 〔1〕 4週を越える長期入院療養の場合は、見舞金を贈る。
〔2〕 死亡の場合は、弔電並びに香料を贈り弔意を表す。

第2条 この規定中の協議は運営委員会とする。但し、急を要する場合は役員会とする。

第3条 この関連規定は、平成16年5月15日より施行する。